

商工会ニュースやはば 臨時号No.19

【コロナ支援策】

矢巾町 家賃給付支援 第2弾の 受付が開始しました！

矢巾町では、矢巾町内で事業所または土地を借り受けて事業を行っており、令和2年11月～令和3年1月のうち、1か月の売上が前年と比べて30%以上減少している事業所に対して給付する「矢巾町 家賃給付支援」の受付を開始しました。

申請期限は、令和3年2月15日までとなっておりますので、該当となる事業所につきましては、申請漏れのないようご注意ください。

【給付対象となる方】

- ①矢巾町内で、事業所または土地を借り受けて事業を営んでいる方
- ②令和2年11月～令和3年1月のうち、1か月の売上が前年の売上と比べて30%以上減少している方
※開業から1年経過していない方も補助を受けられる場合がありますので、下記担当までご連絡ください。
- ③指定業種（裏面に記載）を営んでいる方
※すでに実施した家賃補助を申請した方も、上記を満たしていれば申請ができます。

【給付金額】

税抜家賃の半額×3か月分 ※1か月分の上限は10万円
（水道光熱費、電気料等は補助の対象外です）

【必要書類】

- ①令和2年11月～令和3年1月のうち、いずれか一月に支払った家賃の金額が確認できる書類（領収書、引き落とし通帳の写し等）
- ②賃貸借契約書の写し
- ③売上金額を比較できる書類（確定申告書、売上台帳の写し等）
- ④申請日時点において矢巾町内で事業を行っていたことが分かる書類（登記事項証明書、履歴事項全部証明書、所得税申告書の写し等）
- ⑤誓約書
- ⑥振込先を確認できる書類（通帳表紙裏面の写し等）

【注意事項】

- ・賃貸借契約の相手方が、申請事業者の役員が経営する法人、もしくは補助事業者と生計を一にする者の場合、給付の対象外となります。
- ・申請期限は、令和3年2月15日（月）までです。

【担当・制度についてのお問合せ先】

矢巾町 産業観光課 商工振興係 TEL：019-611-2602

【給付指定業種】

業種名	主な例
飲食業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、酒場・バー、喫茶店 ・ 持ち帰り飲食サービス業、宅配飲食サービス業
小売業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 百貨店、総合スーパー ・ 衣服・寝具、靴、身の回りの品小売店 ・ 食料品、野菜・果実、食肉、鮮魚、酒、菓子・パン小売業 ・ 自動車・自転車小売業
サービス業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共放送業、民間放送業、有線放送業 ・ ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業 ・ インターネット付随サービス業 ・ 映像・ビデオ制作業、アニメーション制作業、テレビジョン番組配給業 ・ レコード制作業、ラジオ番組制作業 ・ 広告業、広告制作業 ・ 保険媒体代理業、保険サービス業 ・ 不動産賃貸・管理業 ・ 物品賃貸業 ・ 学術・開発研究機関、法律事務所等 ・ 宿泊業 ・ 洗濯業、理容・美容業 ・ 旅行業、家事サービス業、冠婚葬祭業、物品預かり業 ・ 娯楽業 ・ 教育、学習支援業 ・ 医療業、社会福祉・介護事業 ・ 廃棄物処理業 ・ 自動車整備業 ・ 機械等修理業 ・ 職業紹介・労働者派遣業
運輸業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通鉄道業 ・ 道路旅客運送業 ・ 道路貨物運送業

対象業種については、前回実施した家賃補助事業とは異なります。

複数の事業を営んでいる方など、不明点については、担当までお問合せください。